



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…三

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…五
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…七

告示

●東京都告示第千二百七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

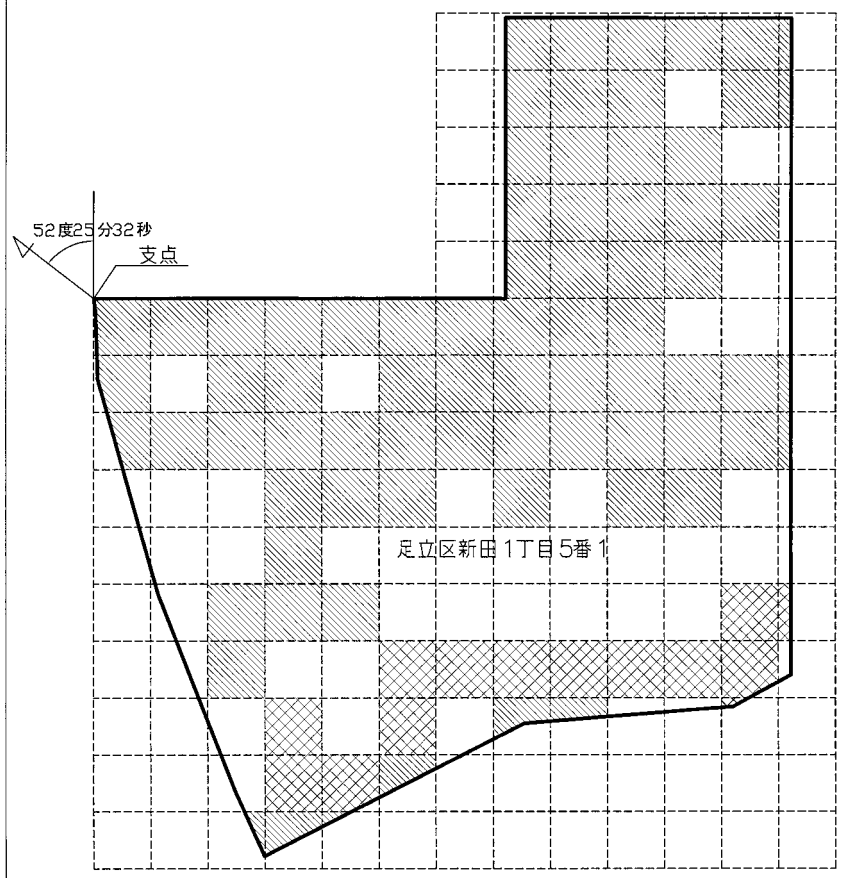
平成二十七年八月四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区勝どき五丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域

支点

支点は、足立区新田一丁目5番1の最北端とする。

格子の回転角度 (52度25分32秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

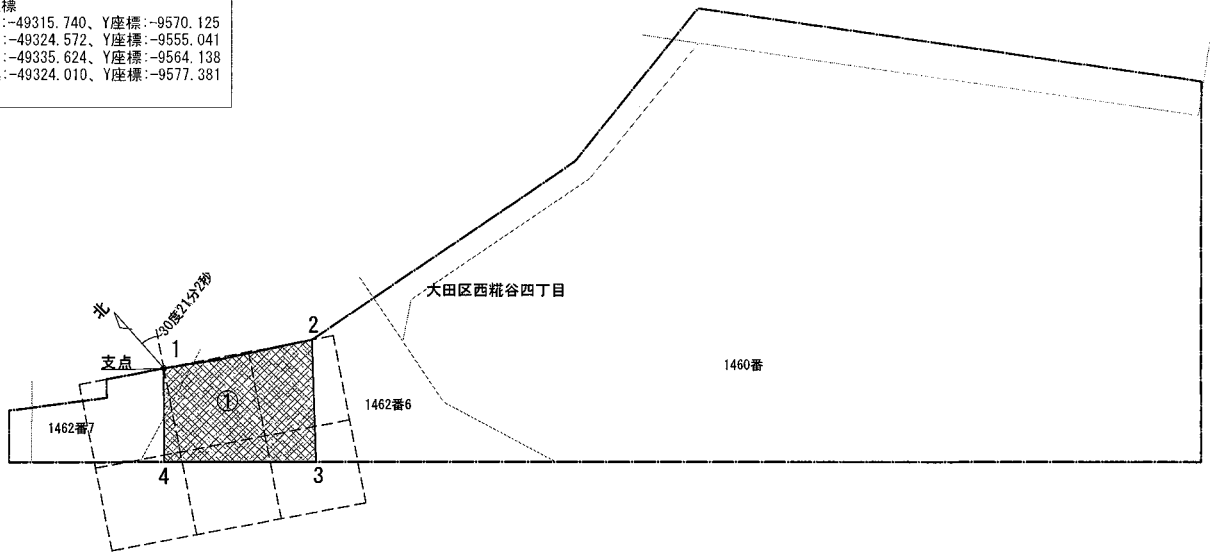
平成二十七年八月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (大田区西糀谷四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

指定を解除する区域
 境界点座標
 1 X座標:-49315.740、Y座標:-9570.125
 2 X座標:-49324.572、Y座標:-9555.041
 3 X座標:-49335.624、Y座標:-9564.138
 4 X座標:-49324.010、Y座標:-9577.381



凡例
 指定を解除する区域
 調査対象地
 筆境界線
 単位区画線

〈支点〉
 支点は、各調査対象地の最北端とする。
 支点①は、X座標:-49315.740、Y座標:-9570.125

※支点座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって算出した。

〈格子の回転角度〉
 支点①30度21分2秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として格子を右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パレスチナの子どもの里親運動

三 代表者の氏名

岡本 達思

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区高田馬場三丁目二十一番十九号 白雲荘

一〇三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、貧困と立場の弱さにより苦難を強いられているパレスチナ難民の子どもたちに対して生活支援を行うことにより、彼ら/彼女らの健全な成長を促し、日本社会におけるパレスチナへの理解を広め、平和と公正をとまなう国際社会の形成に寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおぞら
- 三 代表者の氏名
細谷 里美
- 四 主たる事務所の所在地
東京都足立区西新井七丁目十二番十一五〇二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は障害があるお子様をもつ保護者の方々への心の支えになれるようなサービスを提供し、障害があるお子様が社会で少しでも自立していける支援サービスを行う事で社会貢献に努める事を目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ReBit
- 三 代表者の氏名
薬師 実芳
- 四 主たる事務所の所在地
東京都武蔵野市境南町四丁目十六番五二〇三号 エーデルハイム武蔵野
- 五 定款に記載された目的
現在の日本社会ではLGBTとLGBTでない人双方

の思い込みにより負のスパイラルが発生しており、双方とも『LGBT問題』の『当事者』である。しかしまだLGBTのみが『当事者』とされる風潮があり、LGBTでない人が自分も『当事者』だと認識することは困難である。この法人は、LGBT問題を切り口として、『互いの違いを受け入れあえる社会』を次世代に創出すること目標に、『今』を変えていくことからその実現に取り組む。個人の意識を変えること、また他者の意識を変えられる個人を創出することで、『互いの違いを受け入れあえる個人』を養成することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人福祉検討会
- 三 代表者の氏名
田崎 万里子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都豊島区雑司が谷二丁目二十五番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民を対象に、主に精神障害者及びその家族等に対して、社会復帰施設の運営事業を行うことで、その人権を守り、地域社会における自立と積極的な社会参加を図り、地域の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十九日

- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人全国女性会館協議会
- 三 代表者の氏名
櫻井 陽子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都港区芝公園二丁目六番八号 日本女子会館ビル内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、全国の女性関連施設(男女共同参画センター、女性センター、女性会館等をいう。)に関する研修事業、情報事業等を実施し、女性関連施設の事業及び管理運営の充実発展を図ることにより、もって男女共同参画社会の形成促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年八月四日
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新外交イニシアティブ

三 代表者の氏名

猿田 佐世

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目十五番九号 さわだビル五F

五 定款に記載された目的

当法人は、日本を中心とした各国の人々に対して、国境を越えた情報の収集・発信、人と人とのネットワークの構築、諸機関への働きかけなどを通して、民間外交の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えむの集い

三 代表者の氏名

廣瀬 充

四 主たる事務所の所在地

東京都文京区本駒込四丁目三十八番一―三〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、小中学校生または高等学校生を対象とし、文部科学省が定める学習指導要領、または指定出版社による音楽の教科書に掲載された鑑賞教材を、現在二期会や既存のプロオーケストラ団体に所属し第一線で演奏活動をする歌手や奏者によって生徒の眼前で披露し、体感してもらう事を目的とする。またニーズに応じて生徒の耳馴染みの校内合唱コンクールの曲や、ストーリー付で分かりやすくしたミニオペラの上演を行う事で、子供達

を飽きさせない真の意味の『音』を『楽しむ』音楽教育

を実践することを目的とする。Musicの「M」と、

笑顔にするという意味での「笑む」をかけてこの法人の

名称とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人PROPS

三 代表者の氏名

大田 由紀子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区奥沢一丁目八番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、ダンスサークルの企画・運営・支援や、ダンスイベントの開催等を行うことにより、ダンスを通じて、子供たちの感性を育み、心身の成長を促進し、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人高齢者をささえる会ウエルビー

三 代表者の氏名

熊谷 由美子

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区目黒本町五丁目三番二―二〇四号 クレ

ッセント武蔵小山Ⅲ

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢・障がいなどにより生活に不安を持つ方々に対し、住み慣れた地域で、希望を持ち、自分らしく、安心して穏やかに生活できるようサポートするため、看護師・介護福祉士・精神保健福祉士・社会福祉士等の有資格者が中心となって、一人ひとりのニーズを汲み取り、あらゆる問題をカバーできる総合的な支援の提供と地域ネットワークづくりを行い、誰もが安心し、穏やかに生活できる社会づくりに貢献し、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ミンダナオ振興会

三 代表者の氏名

森田 徳

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西早稲田二丁目四番二十六号 エジプト

考古学ビル内

五 定款に記載された目的

この法人は、フィリピンのミンダナオ島、南コトバト州を中心とした同島南部地域で未だに供養もされずに眠り続けている太平洋戦争の戦没軍人の遺骨や遺品を、ご遺族をはじめ関係する人々へ返還するための調査と収集を行い、慰霊のための活動をする。それと同時に同島の自然を守りつつ、それらを活かした地域振興をすること

により、日本とフィリピン両国民の良好な関係を築いて行く事で恒久平和に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により神田練塀町地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十七年八月四日

東京都知事 舛 要 一

一 氏名

中島 光治

二 住所

千代田区神田練塀町一番地

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。